

○可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業者選定委員会 設置条例

平成 28 年 1 月 6 日
可茂衛生施設利用組合条例第 1 号

(設置)

第 1 条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき実施する可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業（以下「本事業」という。）において、事業者を選定するにあたり、競争性、公平性及び透明性を確保するため、可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査又は審議する。

- (1) 実施方針の策定に関する事項
- (2) 事業者選定基準に関する事項
- (3) 特定事業の選定に関する事項
- (4) 募集要項等の策定に関する事項
- (5) 提案書等の審査及び優秀提案の選定に関する事項
- (6) その他本事業の実施に関し必要な事項

2 事業者の選定方式として総合評価一般競争入札方式を採用する場合は、委員会の会議は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項の規定に基づく学識経験者の意見聴取の手続きを兼ねるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、事業者選定に必要な学識経験等を有する者のうちから管理者が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命した日から本事業に係る事業者の選定が終了するまでの日とする。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は非公開とする。ただし、委員会の同意があった場合は、会議の一部又は全

部を公開することができる。

5 委員会における審査の結果は公表する。

(関係者等の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見の聴取、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に審議を行わなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、審査事案に関する入札等に参加してはならない。

(秘密の保持)

第8条 委員及び会議に出席した者は、職務上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。ただし、可茂衛生施設利用組合及び委員会が公表した情報についてはこの限りではない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、管理者が定める課において処理する。

2 可茂衛生施設利用組合が委託したアドバイザー等は、委員会の庶務事務に携わることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に開催する会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、管理者がこれを招集する。